

○磐田市見付地区景観形成モデル事業費補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日
告示第 248 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、見付地区の歴史の趣が感じられる景観の形成を図るため、見付地区景観形成モデル事業（以下「補助事業」という。）を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成 17 年磐田市規則第 28 号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成重点地区 街並みの景観形成のために重点的に整備する見付本通線沿線及び当該沿線に接続する小路の周辺をいう。
- (2) 歴史的建築物 昭和初期までに建てられた建築物で、街並みの景観に寄与していると認められる建築物をいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 垣、塀、門その他これらに類するものをいう。
- (5) 屋外広告物等 看板、広告塔、のれん、ベンチ、イスその他これらに類するものをいう。
- (6) 修理 歴史的建築物の趣を残した外観の修復、当該修復に必要な構造補強その他の別表 1 に掲げる修理基準による行為をいう。
- (7) 修景 歴史的建築物以外の建築物並びに工作物及び屋外広告物等の新築、増築、改築、修繕又は模様替であり、別表第 1 に掲げる修景基準による行為をいう。

(補助の対象及び補助金の交付額)

第 3 条 補助の対象及び補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助の対象

景観形成重点地区において補助事業を実施するものが行う次に掲げる工事等に要する経費

ア 歴史的建築物の修理であって、原則として別表第 1 に掲げる修理基準に適合するもの

イ 歴史的建築物以外の建築物並びに工作物及び屋外広告物等の修景であって、原則として別表第 1 に掲げる修景基準に適合するもの

ウ その他市長が街並みの景観に寄与すると認めるもの

(2) 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 位置図及び公図の写し

オ 配置図、平面図・立面図(2面以上着色)、外部仕上表、現況写真

カ 見積書又は契約書(写)

キ 建築物、当該建築物の敷地、工作物又は屋外広告物等が申請者の所有に属さない場合には、所有者の同意書

ク 市税完納証明書

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

(交付条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

イ 第3条に掲げる補助対象事業に要する経費の相互間の配分の変更をしようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(5) 市税を滞納していないこと。

(交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定の通知は、交付額決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書(様式第6号)

イ 変更事業計画書(様式第2号)

ウ 変更収支予算書(様式第3号)

エ 位置図及び公図の写し

オ 配置図、平面図・立面図(2面以上着色)、外部仕上表、現況写真

カ 見積書又は契約書(写)

キ 建築物、当該建築物の敷地、工作物又は屋外広告物等が申請者の所有に属さない場合には、所有者の同意書

ク その他市長が必要と認める書類

(変更決定の通知)

第9条 市長は、変更の交付を決定したときは、交付額変更決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(完了報告)

第10条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書(様式第8号)

イ 事業実績報告書(様式第2号)

ウ 収支決算書(様式第3号)

エ 工事内訳書

オ 契約書の写し

カ 工事写真及び完成写真

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

(交付確定の通知)

第 11 条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書(様式第 9 号)によるものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 前条により確定した補助金は、補助対象事業を行った者(以下「補助事業者」という。)が指定した口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消しの通知)

第 13 条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書(様式第 10 号)によるものとする。

(財産処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、別表第 3 に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過した取得財産については、この限りではない。

2 補助事業者は、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第 11 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、取得財産が財産処分制限期間を経過していないときは、処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間(当該期間に 1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)に相当する分を原則として返還するとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付するものとする。

(取得財産処分承認通知書)

第 15 条 市長は、前条第 2 項に規定する取得財産の処分を承認したときは、取得財産処分承認通知書(様式第 12 号)により通知するものとする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の磐田市見付地区景観形成モデル事業費補助金交付要綱(磐田市要綱)の規定によりなされた手続その他の行為は、こ

の告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日告示第 55 号）

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、旧磐田市見付地区景観形成モデル事業費補助金交付要綱（平成 17 年磐田市告示第 248 号）の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日告示第 72 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 15 日告示第 254 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 5 年 8 月 31 日告示第 356 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

見付地区景観形成基準

1 修理基準

- (1) 主として現状の外観を維持するための修復
- (2) 現状の傷みが著しい部分の修復
- (3) 歴史的建築物の特性に合わない改変がみられる部分の復元
- (4) 前 3 号の修復等に伴う構造補強

2 修景基準

項目	景観に対する配慮	
共通事項	地区	原則として見付本通線に面しているものとする。
	修景範囲	外壁にあっては、見付本通線に面する部分及び見付本通線に面する外壁面より 1.8m 以内を補助の対象とする。 (角地においては、見付本通線に面する部分及び公道に面する部分を補助の対象とする。)
建築物	用途	風俗店、遊戯店等は補助の対象としない。
	形態	勾配のある屋根をつける。 平入りを基本とする。

			1階部分に軒庇を設ける。
	意匠		和風を基本とし、和風以外の場合は歴史の趣が感じられるものとする。
	高さ		道路に面する部分は3階以下（10m以内）とし、それを超える部分は道路中心の路面より45度の斜線以内とする。
	後退		道路境界より1階部分を1m以上後退させる。ただし、6m以上後退する場合は街並みに配慮した方策を講ずる。後退した前面空地の床面は、街並みと調和した仕上げとする。
	素材		次に掲げる自然素材を基本とする。 屋根 日本瓦・銅板・金属板等 外壁 しっくい・レンガ・タイル・石・木（防火適合材）等
	色彩		原色を避け、街並みに調和する落ち着いた色調とする。
	その他		格子などにより歴史の趣が感じられる工夫を施す。設備器具は道路等から容易に望見できる部分が露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、壁・格子等で覆うなど建築物全体に調和したものとする。
工作物	垣・塀・門	形態・素材等	木・竹・石・土製などとし、歴史の趣が感じられるものとする。 ネットフェンス・コンクリートブロックは対象としない。
屋外広告物等	看板	素材・意匠	木製を基本とし、和風のデザインとする。 彩度の低いものを基調とし、街並み景観に調和した色彩とする。 屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン類等は対象としない。
	のれん（店舗の場合）	色彩等	布を基本とし、歴史の趣が感じられるものとする。
	ベンチ・イス等	素材・色彩等	自然素材を基本とする。
	垣・塀・門		

（注） 風俗店、遊戯店等とは、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケ、パチンコ、射的場及びダンスホールを営む店舗をいう。

別表第 2 (第 3 条関係)

補助の対象			補助率	補助限度額
修理	歴史的建築物	修理に要する経費	1/2 以内	300 万円
修景	建築物	新築、増築、改築、修繕又は模様替について、歴史の趣が感じられる建築物とするもので、その外観の工事に要する経費	1/3 以内	100 万円
		歴史の趣が感じられる建築物の前面空地を修景する場合の経費	1/3 以内	20 万円
	工作物	周囲の景観に調和した工作物の築造に係る工事費のうち、外観に係る経費	1/3 以内	50 万円
	屋外広告物等	歴史の趣が感じられる景観に調和させるための設置又は改修に係る経費	1/3 以内	30 万円

(注) 修景における補助金の合計数は、150 万円以内とする。

別表第 3 (第 14 条関係)

取得財産		財産処分制限期間
歴史的建築物	修理	15 年
建築物	新築	15 年
	増築	15 年
	改築・修繕	15 年
工作物 (垣・塀・門)		10 年
屋外広告物		3 年